

第30回金山町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年1月23日（金） 午後4時～
2. 開催場所 役場第2庁舎大会議室
3. 出席委員 高橋委員、松澤推進委員欠席 他全員出席
4. 議 事
 - ・ 議案第100号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について
 - ・ 議案第101号 農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請について
 - ・ 議案第102号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請について

事務局長

只今から始めさせていただきます。開会の挨拶を柴田会長代理よりお願いいたします。

柴田会長代理

はい、皆様お疲れ様です。やっと雪も平年並み位になったのかなと思います。今週末の雪の量もどうなるかわかりませんが怪我の無い様に除雪作業をやっていただきたいと思います。それでは第30回農業委員会総会を開催いたします。

事務局長

ありがとうございました。続きまして、青柳会長より挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

青柳会長

はい、皆様ご苦労様です。令和8年1回目の総会という事で本年もよろしくお願いいたします。天気も25日まで大雪警報が出ているという事です。雪も重いこともありハウスの倒壊なども心配されますので、皆さんにも注意していただけたらなと思います。

高市政権も本日衆議院解散となり、これから選挙も始まりますが、自民党の公約といたしまして消費税2年間廃止という事で、これは農家にとって少しいい話ではないかなと思います。そして、令和8年度の農水関係の予算ですが、2兆2959億円の中で特に食糧安全保障の強化で農業構造転換集中対策という事で、令和7年から5年間集中的に予算をつける取組です。基盤整備やスマート農業、共同施設の改修などに充てるようです。ぜひとも町でも基盤整備を進めてもらえればと思います。

先程、農業委員会の委員定数の検討委員会を行いました。これについて総会后皆さんに報告いたしますので、推進員の廃止に向けてご意見いただきたいと思います。

夜には小関副町長を交えての新年会もございますのでよろしくお願いいたします。

事務局長

ありがとうございました。本日は、高橋委員より欠席の連絡をいただいております。会議規則第6条の規定により、総会は過半数の出席で成立いたします。本日は委員8名中7名の出席ですので総会が成立することをご報告いたします。尚、本日松澤推進委員からも欠席の連絡をいただいております。

次に前回の総会以降の農業委員会の活動報告と今後の予定について申し上げますので、参考資料をご覧ください。

	<p>(資料読み上げ報告)</p> <p>以上になります。</p> <p>それでは、会議規則第 5 条の規定により議長を会長にお願いし併せて議事録署名委員の選任もお願いします。</p> <p>議長 はい、では議事録署名委員に 3 番横山委員、4 番正野委員にお願いします。</p> <p>議事に入ります。議案第 100 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について事務局より説明をお願いします。</p> <p>事務局 では受付番号 1 より説明します。</p> <p>(資料読み上げ説明)</p> <p>所有権移転については以上になります。</p> <p>議長 では補足説明を私の方からさせていただきます。受付番号 1 番につきましては〇〇さんの農地が 45 平米ですが●●さんの農地に含まれており、以前から小作料を払って耕作してきたようです。今回無償で贈与という事ですが何ら問題はないと思います。</p> <p>2 番の案件については◎◎さんが離農し家も解体して、すべて処分したいという事でした。単価的には安いと思われませんが、田んぼをしていない部分もあるという事で親戚でもある◇◇さんにこの金額になっております。◇◇さんの農地に隣接しておりますので何ら問題はないかと思われます。よろしくをお願いします。</p> <p>それでは 1 番の案件について皆様からご質問ご意見ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>無い様であれば賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成で可決をいたしました。</p> <p>2 番の案件についてご質問ご意見ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
--	---

	<p>無い様であれば賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、全員賛成で可決いたしました。</p> <p>次に議案第 101 号農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請について事務局の説明をお願いします。</p> <p>事務局</p> <p>はい、それでは 1 番の案件より説明します。</p> <p>(資料読み上げ説明)</p> <p>賃借権設定については以上になります。</p> <p>議長</p> <p>はい、1～3 番についての補足説明を柴田委員からお願いいたします。</p> <p>柴田委員</p> <p>はい、7 番柴田です。1 番について先ほど説明があった通り中間管理機構から 3 条に切り替えるという事です。金額的には極端に安いところもありますが、実際に私も見回ったことがありますがあ農地は大変で田んぼの中の高低差が激しいところなので、よくやってくれているなと思っております。</p> <p>2～3 番についても中間管理からの 3 条契約という事で特に問題はないと思われま す。よろしく申し上げます。</p> <p>議長</p> <p>それでは 1～3 番一括で皆様からご質問ご意見ありませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>無い様であれば 1～3 番の案件について賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、全員賛成で可決いたしました。</p> <p>続きまして議案第 103 号農地法第 3 条の規定による使用賃借権設定許可申請につ いて事務局の説明をお願いいたします。</p> <p>事務局</p> <p>はい、4 頁目ご覧ください。</p> <p>(資料読み上げ説明)</p>
--	---

	<p>以上になります。</p>
議長	<p>はい、補足説明を長倉委員の方からお願いいたします。</p>
長倉委員	<p>はい、2番長倉です。事務局から説明あった通り経営移譲年金受給のための再設定でありますので問題はないかと思われま。</p>
議長	<p>はい、それでは皆様からご質問ご意見ございませんか。</p>
柴田委員	<p>はい。</p>
議長	<p>はい、柴田委員。</p>
柴田委員	<p>7番柴田です。質問ですが、経営移譲年金の受給のためという事ですが再設定を行う理由を教えてください。簡単に◆◆さんから□□さんに経営移譲をすることは出来ないのでしょうか。</p>
事務局	<p>はい、経営移譲年金を受給する為に既に設定し、所有権は■■さんに移っているのですが、その設定期間が10年間と決まっております。10年後に再設定の作業を経てからでないと□□さんに経営を移すことが出来ません。これは国の制度で決まっておるので、再設定せずにそのままにしておくと、年金の受給が出来なくなったり返還しなければいけなくなったりします。■■さんが□□さん移譲するにも必要な手続きとなります。</p>
柴田委員	<p>はい、分かりました。</p>
議長	<p>はい、そのほかにご覧いませんか。なければ1番の案件に賛成の方挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。全員賛成で可決いたしました。</p> <p>次に5番の報告について事務局よりお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。報告いたします。</p> <p>(資料を読み上げ報告)</p>

議長	<p>以上です。</p> <p>はい、これで第 30 回農業委員会総会を終了いたします。お疲れ様でした。</p> <p>議 長 青柳 栄一</p> <p>議事録署名委員 横山 芳子</p> <p>議事録署名委員 正野 広</p>
----	--